

## 審査員規定・改正

### 第6章 審査員長

(審査員長の推薦基準)

第22条 審査員長の推薦基準は、次に定める全ての条件を満たすこととする。

- ①A級公認審査員として、審査経験10年以上の者。
  - ②本法人の加盟技術団体に所属している者。
  - ③第2次採点管理資格を有する者。
  - ④10年の審査経験で、第13条及び第15条を遵守した者でなければならない。
- 2 推薦基準は男女同等とするが、女性（パートナー）に付いては次の事項のいずれかの条件を満たした者とする。
- ①SA級に認定された者。
  - ②審査員長資格を有するリーダーと共にA級を5年以上保持した者。
- 3 ブロック及び都県連盟の審査員長の推薦基準は、それぞれの審査員規定に準ずる。

付則 令和3年1月 理事会承認により改正